令和２年第４回今金町議会臨時会　第１号

令和２年４月３０日（水）

○議事日程

１　会議録署名議員の指名について
２　会期の決定について
３　議案第１号　令和２年度今金町一般会計補正予算（第２号）について

○出席議員（１２名）

議長１２番	村瀬　廣　君	副議長１１番	芳賀芳夫　君
１番	川上絹子　君	２番	向井孝一　君
３番	山崎　仁　君	４番	小川ひとみ　君
５番	日置紳一　君	６番	内ヶ島祐一　君
７番	上村　忠　君	８番	岸　徹也　君
９番	徳田栄邦　君	１０番	村上忠弘　君

○欠席議員（０名）

○出席説明員

町長	外崎秀人　君
副町長	中島光弘　君
教育長	中山秀悦　君
総務財政課長	森　朋彦　君
兼選管書記長	
総務財政課長補佐	宮崎吉広　君
まちづくり推進課長	山田　薫　君
まちづくり推進課長補佐	鈴木正之　君
保健福祉課長	岸　貴之　君
保健福祉課長補佐	山田　薫　君

○出席事務局職員

議会事務局長	伊藤靖徳　君
議会事務局主事	五十嵐陽基　君

開議　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議長（村瀬　廣君）　おはようございます。

只今の出席議員は１２名で、定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和２年第４回今金町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（村瀬　廣君）　これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（村瀬　廣君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の署名議員には、小川君、日置君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（村瀬　廣君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の１日間といたしたいのでありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、会期は本日の１日間と決定いたしました。

◎日程第３　議案第１号

○議長（村瀬　廣君）　日程第３、議案第１号を議題といたします。

令和２年今金町一般会計補正予算（第２号）について理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）

おはようございます。議案第１号令和２年度今金町一般会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る所要の予算を追加補正するもので、既定の歳入歳出予算の総額に５億４，１９０万１千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ６２億７，６１５万８千円にしようとするものであります。歳入につきましては１ページをご覧下さい。１３款国庫支出金で５億３，１４２万４千円の追加は、国庫補助金で総務費国庫補助金、民生費国庫補助金であります。１７款繰入金で１，０４７万７千円の追加は、基金繰入金で財政調整基金の繰入により財源調整をしたものであります。次に歳出の主なものについて２ページをご覧下さい。２款総務費において５億２，５００万３千円の追加は、総務管理費で特別定額給付金給付事業費に係る、給料、職員手当、需要費、役務費、委託料、特別定額給付金給付費であります。３款民生費で６４４万４千

円の追加は、児童福祉費で児童手当の特別給付金の支給に係る、給料、職員手当、需要費、役務費、委託料、子育て世帯臨時特別給付金給付費であります。４款衛生費で６５万４千円の追加は、保健衛生費で新型コロナウイルス感染症対策費、需要費の消耗品でマスク、防護服であります。７款商工費で９８０万円の追加は、商工業振興費で今金町休業支援助成金であります。以上ご説明申し上げました。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお４月２３日開催の全員協議会における質疑において、児童手当の臨時特別給付金について、答弁に誤りがありましたので、お詫び申し上げます。内容につきましては、保健福祉課長より訂正の上、ご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　保健福祉課長、岸君。

○保健福祉課長（岸　貴之君）　４月２３日の全員協議会において、日置議員から子育て世帯の臨時特別給付金について、児童手当で５千円が支給される特例給付の対象者も今回の給付金が対象になるかとのご質問に対し、対象になりますとの答弁をいたしましたが、今回の特別給付金は、対象にはならないとの事で、私の勘違いにより、誤った答弁をしてしまいました。お詫びを申し上げます。なお、２月の児童手当支給実績における特例給付対象者は１７人、対象児童は３０人となっており、大部分が農業の経営者となっております。また、平成２６年度、平成２７年度の２か年に渡り、消費税増税の手当として実施された子育て世帯臨時特例給付金については、平成２６年度事業では、特例給付受給者も対象となっており、対象児童１人につき１万円の支給。平成２７年度では、特例給付受給者は対象外となっており、対象児童１人につき３，０００円の支給であった事をご報告いたします。誤りがあり誠に申し訳ございませんでした。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑は、歳出より款ごとに行います。

質疑にあたっては、会議規則第５４条の規定に基づき、簡明にかつ議題外にわたらず、また、その範囲を超えないようにお願いをしておきます。

２款、総務費の質疑を行います。５ページから６ページです。

山崎君。

○３番（山崎　仁君）　定額給付金について、４月２７日が基準日だという事ですけれども、２７日時点の町民の数を教えていただきたい。

○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　明彦君）　４月２７日の住民基本台帳の異動後の確定を持ちまして、人数のお知らせをいたします。まず、対象となる人数ですが、５，１３０名。受給権者となる世帯数は、２，５２２世帯という事になります。

○議長（村瀬　廣君）　山崎君。

○３番（山崎　仁君）　対象となる人数の内、マイナンバーを使って、オンライン申請

が可能な方と直接申請をされる方の割合は、わかりますか。
○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。
○総務財政課長（森　明彦君）　４月２７日時点のカード保有者については、１，０７４人となっております。オンライン申請をするのにあたっては、個人認証の機能をカードに付加をしている方が対象となりますので、そこの人数の把握までは、出来ておりません。なので、今、国の方でも、マイナポータルで個人認証の機能を付加する事が出来るように、今回の定額給付金の申請に伴い、システム改修を進めているとの事でありますので、その進捗状況によるかと思います。実働的な人数については、把握を出来ておりませんので、お願いいたします。
○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。向井君。
○２番（向井孝一君）　今の関連になりますが、すでに給付申請の受付を開始している市町村もありますけれども、具体的に、今金町における、給付申請の日程等の流れを教えて頂きたいと思います。
○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。
○総務財政課長（森　明彦君）　先般に開催の全員協議会でもお知らせをしておりましたが、現在のスケジュールですが、当町の給付に伴う、システムの構築をしておりまして、それが終了次第、５月７日に、システムから受給権者宛ての申請書の様式を印刷出来る予定となっております。５月８日に、郵便局の方に持ち込みをいたしまして、順次発送となります。なお、郵便局との打ち合わせにおいては、全世帯に申請書が行き渡るまでに、概ね５日から１週間程度かかるというふうに伺っております。申請の受付開始が、５月１１日の月曜日から順次受付を行って参ります。申請の受付終了が、８月７日という事で、今のところ当初の予定通りのスケジュール感を持って、事務を進める事が可能だと思っております。
○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　総務費の質疑を終わります。
３款、民生費の質疑を行います。７ページです。
○議長（村瀬　廣君）　民生費の質疑を終わります。
４款、衛生費の質疑を行います。８ページです。
山崎君。
○３番（山崎　仁君）　消耗品の内訳と数量を教えていただきたい。
○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。
○総務財政課長（森　明彦君）　今回の消耗品の補正につきましては、まず、マスクであります。これにつきましては、４月８日の第３回臨時会の時には、１０，０００枚のマスクを予定しているとの説明をいたしましたが、単価の差額が出ましたので、差額の分を追加するものとなっております。当初はマスク１枚の単価を１３円という事で見込んでおりましたが、単価が６０円に変更となりましたので、それに伴う補正となります。それから防護服については、医師会の方から斡旋がありました。各サイズ

１０枚ずつで、合計３０枚を予定しております。なお、単価については、１，６５０円と消費税になりすので、よろしくお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　衛生費の質疑を終わります。

７款、商工費の質疑を行います。９ページです。

村上君。

○１０番（村上忠弘君）　先ほど、まちづくり推進課の方から休業支援の一覧表をいただきました。その中で、商業施設の部分で、整体を行っているハチロウ医院と、それから飲食店の栄華食堂が、この中から抜けているが、該当にならなかったという事なのか。その辺をお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。

○まちづくり推進課長（山田　薫君）　まず１点目。商業施設の整体院の関係ですが、今、事業者名を出していただきましたが、その事業者については、国家資格を有しております。国家資格を有している施設については、病院と同じ扱いになりますので、対象外という事になります。飲食店の事業者の関係ですが、担当の方で聞きとり調査を行いまして、その事業者は、午後７時には、閉店の時間をむかえているので、休業支援の対象にはならないという事で、本人からの申し出がありましたので、今回は対象としておりません。飲食店の午後７時以降にアルコールの提供をするという事業者ではなく、普通の飲食店という扱いとなりますので、今回は対象としておりません。

○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。日置君。

○５番（日置紳一君）　休業支援事業については、道と今金町の制度は、反対になっているような状況で、法人事業者と個人事業者で休業要請をしているという所が対象という事ですよね。飲食店業に関しては、午後７時以降のアルコール類の提供を自粛した場合は、営業をしても良いと。道における休業支援事業の制度は、法人事業者に３０万、個人事業者に２０万、飲食店が１０万となっているが、今金町は、その逆で、午後７時以降のアルコール類の提供を自粛した飲食店については、３０万を支給すると。支援金の支給について、良い、悪いというわけではなく、休業支援であれば、３密を避けるために、休んでもらうのが目的だと思うので、休業支援金であれば、休んだ所に付けるのが、良いと思います。出来れば、飲食店の支援に関しては、経済支援金というような名前の方が、合っているのではないかと、私は思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。

○まちづくり推進課長（山田　薫君）　北海道の休業要請の施設の一覧に基づいて、今金町としての考え方を整理させていただきました。飲食店については、事業者ごとに、テイクアウトや出前等の企業努力をされておりますので、今金町としても北海道としても、それを止める事は出来ませんけれども、アルコールに関しては、アルコールを提供する事によって、３密状態になる事を控えたいという事で、北海道、今金町は７時以降のアルコール類の提供を自粛した店舗に支援をするという事であります。経営支援というような、ご指摘もあるかと思いますが、今回については、休業をしていた

だいた方々に対する支援という事で、制度設計をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。岸君。

○８番（岸　徹也君）　今金町休業支援助成金について、町内で飲食の提供を行っている事業者に漏れなく、この支援金が当たるという理解をしてよろしいのか。もし、漏れる事業者があれば、その件数を教えていただきたい。

○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。

○まちづくり推進課長（山田　薫君）　制度的には、北海道も今金町もそうですけれども、飲食店であり、かつアルコールの提供をしていた事業者が、夜の７時以降にアルコールの提供を自粛した場合における休業支援という事で、取り扱いをさせていただいております。今、岸議員からのご指摘のように、中には、アルコールを提供しない飲食店もございます。私達の調査では、３事業所ほどありましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　岸君。

○８番（岸　徹也君）　新型コロナウイルスの影響は、色々な産業にあると思いますけれども、まずは、飲食の取り扱いをしている業種が、大変な思いをされております。様々な業種の方が大変だと思いますけれども、まずは、飲食の取り扱いをしている事業者に対して、町としての支援を手厚くしていただきたいという思いです。そこで、北海道の支援策では、支援の対象と対象外という形で、線引きをしているわけですけれども、今金町独自の支援策としては、北海道の支援策に上乗せをして、一律４０万という形で支援をするわけですけれども、今金町独自の部分としても行うわけですから、飲食の取り扱いをしている事業者に関して、今回は対象外で、支援金が当たらないという話ですけども、そういった部分も何とかしてあげたいという思いや議論はなかったのか。これだけ見ると、もう少し、対象にならない事業者に手を差し伸べても良いのではと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。

○まちづくり推進課長（山田　薫君）　４月の上旬に利子補給とプレミアム商品券の予算を議決していただきました。事務作業を進めるにあたり、４月の中旬に緊急事態宣言が北海道に発令をされました。また、国から特定地域の指定がされました。その事から飲食店の影響も、緊急事態宣言のような大打撃を受けるのではないかと、予想をして、庁内でも何か支援策がないかという議論をしていた矢先に、北海道からの支援制度が出てきましたので、今金町としても、やるべき事をやらなければなりませんが、北海道と足並みを揃えた上で、今金町独自の支援策として、ここは一端、制度的に進めた方が良いのではないかという判断で、今回は提案をさせていただきました。もちろん、岸議員の言うとおり、小売業も含めて、新型コロナウイルスの影響で、打撃を受けている事業者もありますので、今後の国や北海道の動向も含めて検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。山崎君。

○３番（山崎　仁君）　道の休業支援助成金について、確定した件数。それと、どのような申請手続きを行ったら支援金が手元に届くのかを教えていただきたい。
○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。
○まちづくり推進課長（山田　薫君）　北海道の支援制度の関連ですけれども、新聞報道によりますと、休業要請をした対象事業者が２４，０００事業者。午後７時以降に酒類の提供の自粛を予定している事業者が１２，０００事業者という事です。また申請の仕方でありますが、北海道については、まずは申請書。準備が整い次第、ホームページでお知らせをするという事であります。また休業の状況を確認できるものといたしまして、休業をしていた事のチラシ。酒類の提供時間を短縮するという店頭告知のチラシ。または、メニュー、それらが入った施設の写真等が必要となります。また、当該事業者の施設の実態や業種が確認できる資料といたしまして、確定申告書の写し、または、各種法規に基づく営業許可書の写し、その書類提出に虚偽がない事を表明するものとして、誓約書ということで、以上の４点が提出書類となります。
○議長（村瀬　廣君）　山崎君。
○３番（山崎　仁君）　それは、説明をいただいた以前のものでわかりますが、申請の窓口が、まずは何処になるのか。今金町の中では、窓口が何処になるのか。それから今金町の中で、法人、個人の事業者は、お示しをいただきましたけれども、飲食店の関係で、確定した数字は、どのようになっておりますか。
○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。
○まちづくり推進課長（山田　薫君）　北海道の申請窓口は、色々なホームページ等で告知をされますが、私達、まちづくり推進課でも、給付を受ける方々の相談窓口も設置しておりますので、申請に対する助言、資料の揃え方、提出の方法等、私達の方で出来る事は対応していきたいと思います。しかし、詳しい制度設計については、北海道の担当者に直接聞かないといけませんが、私達も出来る限りの手助けをさせていただきたいと思います。また飲食店については、予算の積算上は、１７件という事で確定をしております。
○議長（村瀬　廣君）　山崎君。
○３番（山崎　仁君）　相談窓口は、まちづくり推進課という事ですが、事業者は、何処に直接話をすれば良いのか。助成金が当たるという事ですが、窓口は何処なのか。それから、何処から話が来るのか。あなた達は、該当しますよと要請させるわけですよね。道から休業を要請されるわけだ。要請は何処から来るのか。それから、申請をする時に、北海道が窓口であれば何処なのか。振興局なのか本庁なのか。より踏み込むと何処でやっているのか。また、今金町の飲食店数は、１７件で確定という事で良いですね。
○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。
○まちづくり推進課長（山田　薫君）　今金町の休業支援に関する相談窓口は、北海道の申請を含めて相談窓口は、まちづくり推進課で実施をする事で考えております。北海道の窓口は、各振興局、もしくは、本庁も休業支援等に関する対策室も設置をされ

ておりますので、そちらが窓口となっております。まずは今金町として、申請に不安を持っている方々の受付けや相談は、私達で行いたいと考えております。また、北海道が休業要請をしております。全員協議会が終わった後に、各事業者に担当者が出向いて、北海道から休業要請をされた事業者に該当しますという事は、お伝えをして、ご理解をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。また、飲食店の店舗数は、私達で抑えているのが、１７件であります。ただ、この一覧表から漏れている事業者があるかもしれません。そのような事業者のために、少し余裕を持った予算措置をしておりますので、もし該当する飲食店がある場合は、申請を受け付けたいと思います。

○議長（村瀬　廣君）　山崎君。

○３番（山崎　仁君）　相談窓口は、はっきりしてくださいよ。北海道の助成金支援事業については、休業を要請する所と要請をしない所の２つしかないですよ。要請をする所は、ここに記載されておりますけれども、それ以外は、要請をしないところなんですよ。休業要請をしない中で、アルコールの提供を午後７時までの協力をお願いいたします。これだけの話ですよね。要するに、お酒の提供をするかしないか。この２つしかない。北海道の支援の相談窓口が、振興局や本庁と言いながら、町独自の事業の相談窓口は、まちづくり推進課が担当になるんでしょ。もしかしたら、事業者は、北海道に申請をしながら、同じような事を町に申請をする。このような流れになると思うんですよ。北海道に申請をする受付窓口は、何処なのかという事をはっきりしないと。町のものは町で良いかもしれない。それともう１つ。この先、もしかして増えるかもしれないという、お話ですけれども、北海道の休業要請の対象施設と対象外の施設、要するに休業要請は、４月２５日から５月６日までに休業をした事業者ですので、確定をしているはずです。これから先、もしかして増える可能性があるとすれば、それを把握していない事になる。もうすでに４月２５日から５月２６日までの期間に休業をした事業者に、休業支援金を出すと明確に言っているんですよ。それに合わせた基準で、今金町も休業支援をするという事だから、もうすでに、有資格は確定をしているはずだ。いただいた資料の中で、２４日現在に予備２件を含むとなっておりますけれども、これは確定した数字だと思いますが、いかがですか。

○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。

○まちづくり推進課長（山田　薫君）　北海道の申請窓口は、北海道経済部経済局経済企画課となります。申請に迷いや不備が無いかなどの相談に応じる窓口は、まちづくり推進課です。郵送またはホームページで申請の受付をする窓口は、今、説明をいたしましたが、北海道が窓口という事で統一をされております。ご理解をお願いいたします。また、飲食店等々の店舗数でございますが、議員のおっしゃるとおり、４月２５日から５月６日の期間を休業にしていただいた事業者に対する支援金でございますので、これで確定数値だというふうに、私達も理解をしております。ただ、休業支援対象から漏れている事業者については、どの事業種で、いつから休業をしているのか。この期間内に休業をしている事業者が、もしかしたら、あるかもしれません。今

金町で把握をしていない事業者が休業をしている。そういう事業者のために、予備で予算を持っている。その事業者が、４月２５日から５月６日までの期間、休業をしている証明があれば、追加で申請を受付いたします。また、休業支援の対象となる飲食店の件数は、１７件で確定という事で、間違いはありません。

○議長（村瀬　廣君）　山崎君。

○３番（山崎　仁君）　窓口は北海道で、相談という意味ではそういう事だと、休業支援の対象になる方々に、よく周知をして、漏れのないようにして頂きたい。それから今金町独自の支援策についても、財調からの取り崩しをしながら、この休業支援事業に活用をするわけですけれども、支援金の対象になる方々には、表現が悪いかもしれませんが、是非、大事に使っていただきながら、経営の安定維持を図っていくように、活用をしていただきたいと思います。仮の話は答えられないかもしれませんが、今、非常事態宣言が延長されるという話がありますが、もしかしたら、北海道もそれに合わせて、動きがあるかもしれない。全国知事会では、延長の要請があるようだ。それに伴って、今の休業要請が、５月６日以降も、もしかしたら続くかもしれない。現在の休業支援は、４月２５日から５月６日の期間を区切って支援をする事だった。もしも、休業要請が延長になった場合、さらに休業要請をする事になると、国も北海道も次の支援策を考えるかもしれない。これは、仮の話で大変申し訳ない。しかし、本会議は、この後想定をされないので、町長に聞きますけれども、今後も、このような事態が続いて、休業要請が長引いた場合に、この事業以外に、支援策を考えるという事はありますか。

○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。

○まちづくり推進課長（山田　薫君）　北海道から追加で考え方が示されております。それは５月６日までの休業要請期間が延長をした場合について、先ほどの山崎議員の質問と合致をするところでございますけれども、その場合は、どのような対応をしたら良いのかという問い合わせもございます。北海道としての見解は、休業要請期間が延長をされた場合については、延長をされた期間についても、休業の協力をいただくという事が、今回の支給要件となっております。これは、北海道から示されております。ただ、今金町としては、独自の要綱を定めますので、５月６日までに休業をしていた店舗があれば、５月７日から申請の受け付けを行い、交付決定をして、早急に振込の手続きをさせていただきたいと思います。

○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　商工費の質疑を終わります。

以上で、歳出の質疑を終わります。

歳出全般について、質疑漏れありませんか。向井君。

○２番（向井孝一君）　毎日のように、新型コロナウイルスに関わるニュースが、朝から晩まで、テレビ等で報道をされているわけですけれども、現実として、今金町では新型コロナウイルスの陽性反応が、１人も出ていないという現況ですが、防護服を用

意するという事では、例えば、今までは、３７．５度の熱が４日以上続くと、新型コロナウイルス感染の疑いがあるというような、様々な要件がありましたが、今は、要件が１０段階以上もあり、このような症状が現れたら場合には、検査を受けなさいという指導もあります。今金町としても、防護服を用意する中で、新型コロナウイルスの検体を採取する事は可能になるのか。その辺はいかがですか。

○議長（村瀬　廣君）　副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　今回、購入をさせていただく予算で、お願いをしているものは、あくまでも、罹患者が出た場合という事が、大前提となっております。それから新聞でも報道をされており、皆様もご存じだと思いますが、長万部町から、フェースシールドのフレームの部分の寄贈をしていただきました。近隣の国保病院にも寄付があり、医療関係者で使って下さいという事です。今言われましたうちの病院で、検査が出来るかという事ですが、現状では、出来る体制にはなっておりません。一般の病院で検査を受けられるまでは、少し時間が掛ると思います。また、国の政策の中でも、一般の病院で検査を受けられる事が可能となり、今金町の病院でも、そのような体制が取れるのであれば、簡易検査と言いますか、PCR 検査が日常的なものになりますが、現実的には、自治体の病院で、そのような体制を取れるような状況ではありません。今金町の方で準備をしているのは、いつ罹患者が出ても、すぐに対応を出来るような備えをしようと。それから、施設で新型コロナウイルスの感染者が出た場合の対応マニュアルの精査もしております。PCR 検査については、今金町の病院で、出来る状況ではありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳出全般についての質疑漏れを終わります。

次に歳入の質疑を款ごとに行います。

１３款、国庫支出金の質疑を行います。３ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　国庫支出金の質疑を終わります。

１７款、繰入金の質疑を行います。４ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　繰入金の質疑を終わります。

以上で、歳入の質疑を終わります。

歳入全般について、質疑漏れありませんか。徳田君。

○９番（徳田栄邦君）　予算には関係しませんけれども、政策事業調書の作り方について、お聞きしたいと思います。総務財政課から頂いた資料の中で、国庫支出金には、一般財源を含んで計上をされているものですが、予算書の金額と一般財源の１万３，０００円が抜けているものですが、違いがあります。それから保健福祉課から頂いた資料の中では、一般財源を見込んで、政策調書を作っているので、これについては、やはり統一をしていただきたいと思います。我々は考えれば、わかる事ですけれども、

誤りがあれば、正してもらう事が必要だと思います。それとも、このようにしなければならない理由があったのか。その辺はいかがですか。

○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　明彦君）　今、ご指摘があった通りでございます。調書の作り方といたしましては、保健福祉課の資料の記載が正しいです。総務課の資料では、一般財源の区分けがされておりませんので、資料の作成に不十分がありました。その点について、お詫びを申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　徳田君。

○９番（徳田栄邦君）　この資料は、４月２７日の全員協議会の資料が、そのまま今日の本会議の資料で、添付をされておりますよね。やはり、一目で見ればわかる事ですから、このような所の確認をして、誤りのない資料を議会に提出していただきたいと思います。私は、長年の間、監査委員を務めていたので、そういう所を見るかもわかりませんけれども、なぜ、国庫支出金の額に差があるのかという疑問から入っていくものですから、そういう所は、気が付いた時点で、訂正して報告をしてください。間違った資料をそのままにして、議論をする事になりますので、今後は十分に気を付けていただきたいと思います。

○議長（村瀬　廣君）　他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳入全般についての質疑漏れを終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第３、議案第１号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議が無いので、議案第１号は原案の通り可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（村瀬　廣君）　以上をもって日程の全部を議了いたしました。

これをもって令和２年第４回今金町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　１０時３９分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。